

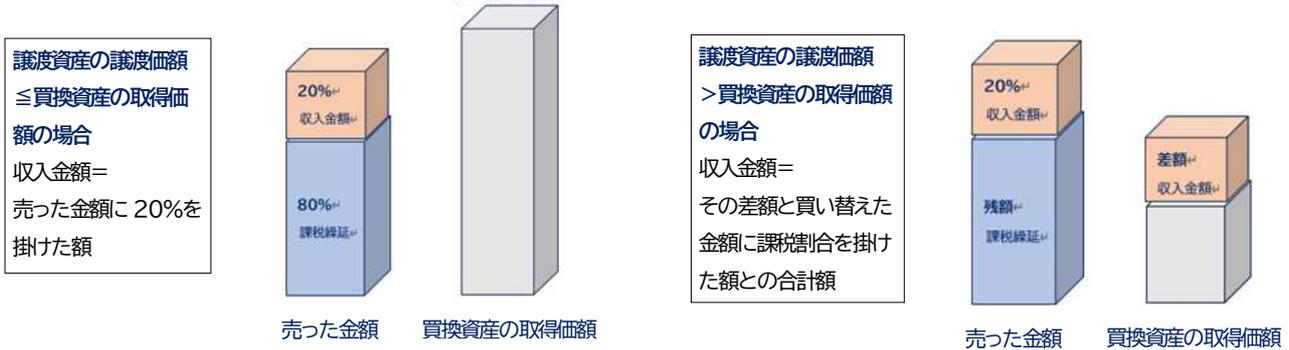
速報！さくらユウワ通信

事業用資産の買換特例の改正がありました

特定資産の買換特例とは

土地建物等の譲渡時その譲渡資産に対応する買換資産を一定期間内に取得した場合に、一定の要件のもと譲渡益の一部に対する課税を繰り延べることができる制度です。

所有期間10年超の事業用資産を売却した場合は譲渡益の8割を繰り延べることができます



届出書提出要件の追加

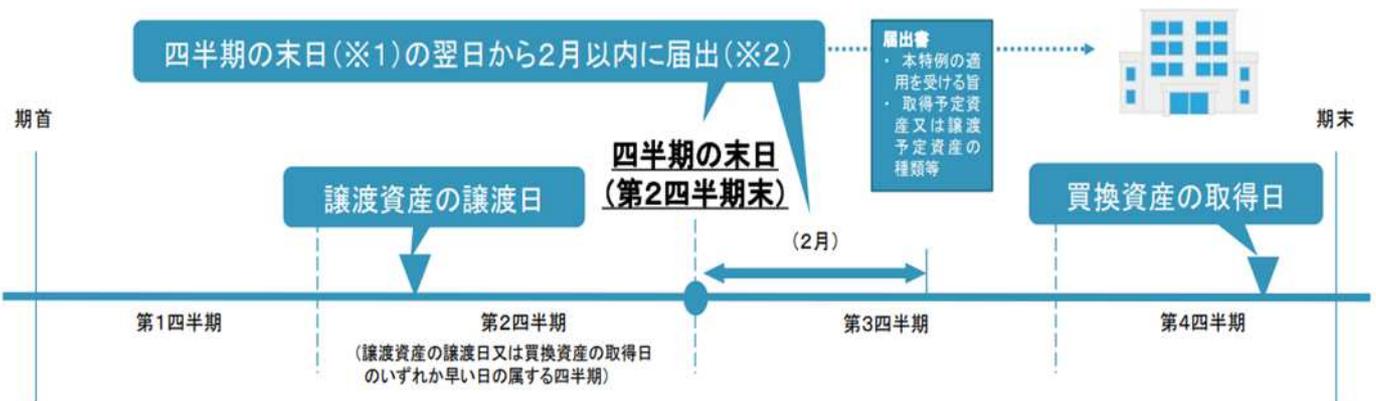
■一定期間内に届出を行うことが新たな要件として追加されました。

交換以外で譲渡資産を譲渡した日と買換資産を取得した日が同一事業年度内の場合には、本特例の適用を受ける旨等の届出を提出する必要があります。

■改正により四半期ごとに届出の提出が必要となりました。

届出を失念すれば買換特例が受けられません！

これまでは確定申告時に選択の意思を表明すれば特例を受けることができました。しかし、今年の4月以降の譲渡あるいは先行取得については事前の届出が必要になります。



※1 譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する四半期（その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間））の末日をいいます（措令39の7②）。

※2 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換資産の取得をする場合において本特例の適用を受ける資産について適用されます（改正法附則46③）。

国税庁ホームページ：

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2023/pdf/G.pdf

買換えをご検討されている方は各担当者までお気軽にお問い合わせくださいませ。

【熊本本部 河野】